

---

---

2023年度

税制改正の概要

---

---

## 目次

<b>第1章 個人所得課税</b> .....	<b>5</b>
(1) NISA 制度の抜本的拡充・恒久化.....	5
① 改正内容 .....	5
② 適用時期 .....	6
(2) エンジェル税制の拡充等 .....	6
① 制度の概要 .....	6
② 改正内容 .....	7
③ 適用時期 .....	7
(3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 .....	7
① 改正内容 .....	8
② 適用時期 .....	8
(4) ストックオプション税制の拡充 .....	8
① 制度の概要 .....	8
② 改正内容 .....	8
③ 適用時期 .....	8
(5) 空き家を譲渡した場合の特例の改正と延長 .....	9
① 制度の概要 .....	9
② 改正内容 .....	9
③ 適用時期 .....	9
(6) 低未利用土地等を譲渡した場合の特例の改正と延長 .....	10
① 制度の概要 .....	10
② 改正内容 .....	10
③ 適用時期 .....	10
(7) 国外転出時課税に係る納税猶予の手続の見直し .....	10
① 制度の概要 .....	10
② 改正内容 .....	10
③ 適用時期 .....	11
(8) 個人事業者の各種届出書等の簡素化 .....	11
① 適用時期 .....	11

(9) 源泉徴収票の提出方法等の見直し	11
① 適用時期	11
<b>第2章 資産課税</b>	<b>12</b>
(1) 相続時精算課税制度の改正と暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長	12
① 改正内容	12
② 適用時期	13
(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長	14
① 改正内容	14
② 適用時期	14
(3) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長	14
① 改正内容	14
② 適用時期	15
<b>第3章 法人課税</b>	<b>16</b>
(1) オープンイノベーション促進税制の改正	16
① 改正内容	16
② 成長要件の全体像	17
③ 現行制度の要件見直し	17
④ 適用時期	17
(2) 研究開発税制の改正	18
① 改正内容	18
② 一般型の改正内容	18
③ 中小企業技術基盤強化税制の改正内容	20
④ 特別試験研究費に係る税額控除（オープンイノベーション型）の改正	20
⑤ 試験研究費の範囲の見直し	21
⑥ 適用時期	21
(3) 中小企業の各種特例の延長および見直し	22
① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	22
② 中小企業投資促進税制	22
③ 中小企業経営強化税制	23
(4) 適格現物分配の範囲の拡充	23
① 制度の概要	23
② 適用期限	24
(5) 特定資産の買換え特例見直し	24

① 改正内容 .....	24
② 届出書の提出 .....	25
③ 適用時期 .....	26
<b>(6) 暗号資産の評価方法等の見直し .....</b>	<b>26</b>
① 改正内容 .....	26
<b>(7) その他の税制改正 .....</b>	<b>27</b>
① 公的法人等が普通法人等に移行する場合の所得計算金額の見直し .....	27
② 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書提出期限の見直し .....	27
③ 地域未来投資促進税制の拡充および延長 .....	27
④ 企業再生税制の見直し .....	28
⑤ 適格株式交付税制の見直し .....	29
<b>第4章 消費課税 .....</b>	<b>30</b>
<b>(1) 適格請求書等保存方式制度に係る改正等 .....</b>	<b>30</b>
① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置 .....	30
② 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置 .....	31
③ 少額な返還インボイスの交付義務の免除 .....	31
④ 適格請求書等保存方式に係る登録手続の緩和 .....	32
<b>(2) 外国人旅行者向け免税制度における即時徴収の対象者の厳格化 .....</b>	<b>33</b>
① 改正内容 .....	33
② 適用時期 .....	33
<b>(3) その他（その他の間接税） .....</b>	<b>33</b>
① 自動車重量税のエコカー減税の見直し .....	33
② 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設 .....	34
<b>第5章 国際課税 .....</b>	<b>35</b>
<b>(1) グローバルミニマム課税への対応 .....</b>	<b>35</b>
① 制度の概要 .....	35
② 課税の対象 .....	36
③ 申告及び納付 .....	36
④ 適用時期 .....	36
<b>(2) 外国子会社合算税制の見直し .....</b>	<b>36</b>
① 改正内容 .....	36
② 適用時期 .....	37
<b>(3) その他の税制改正 .....</b>	<b>37</b>

① 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設.....	37
② 債券現先取引に係る利子等の非課税措置の延長.....	37
<b>第6章 納税環境整備.....</b>	<b>38</b>
<b>(1) 国税関係書類に関する優良電子帳簿の範囲とスキャナ保存制度の見直し.....</b>	<b>38</b>
① 優良な電子帳簿の範囲の見直し.....	38
② スキャナ保存制度 .....	38
③ 適用時期 .....	39
<b>(2) 電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し .....</b>	<b>39</b>
① 検索機能の確保要件 .....	39
② 宥恕措置 .....	40
③ 適用時期 .....	40
<b>(3) 無申告に対する無申告加算税の増額.....</b>	<b>40</b>
① 高額な無申告加算税の割合の引上げ.....	41
② 繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置.....	41
③ 適用時期 .....	41

## 第1章 個人所得課税

### 概要

- NISA 制度が拡充され、恒久化されます。
- 起業支援のための税制が創設され、エンジェル税制も拡充されます。
- 一定の高所得者に対して所得税の負担の適正化のための措置が創設されます。
- ストックオプション税制が拡充されます。
- 空き家を譲渡した場合の特例の一部が改正され、期間が延長されます。
- 低未利用土地等を譲渡した場合の特例の一部が改正され、期間が延長されます。
- 国外転出時課税に係る納税猶予の手続きが見直されます。
- 個人事業者の各種届出の手続きが簡素化されます。
- 税務署へ提出する源泉徴収票の提出方法等が見直されます。

### (1) NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

#### ● 改正の内容

- ①これまでのNISA制度は、保有期間及び口座開設期間に期限がありましたが、改正後の新NISA制度は、保有期間及び口座開設期間に期限がなく、いつでも口座開設ができ、いつまでも非課税口座として保有することができます。
- ②新NISA制度では、一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」として年間120万円まで投資でき、上場株式又は投資信託を対象とする「成長投資枠」として年間240万円まで投資できます。
- ③新NISA制度では、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」への合計投資額として1,800万円までが非課税となります。このうち、成長投資枠の限度枠は1,200万円となり、残りは「つみたて投資枠」となります。  
(注)上場株式への投資限度が1,200万円となり、残りは投資信託となります。
- ④これまでのNISA制度で積み立てた投資額は、新NISA制度の外枠として存続します(新旧制度が併存します)。
- ⑤現行のジュニアNISA制度は、5年間の非課税期間終了後も18歳になるまで非課税口座で管理でき、その後は払出又は新NISAへの移管を選択できます。

#### ① 改正内容

令和5年12月31日までと令和6年1月1日からのNISA制度のイメージ図は以下の通りとなります。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 <sup>(※1)</sup>	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 <sup>(※2)</sup> (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 <sup>(※3)</sup> [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

(※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

(※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

(出典：財務省資料)

② 適用時期

令和6年1月1日から新たに開設される非課税口座が対象となります。

(2) エンジェル税制の拡充等

● 創設及び改正の内容

- ①創業時の資金支援を強く促すための措置として、新規企業に投資するため、保有する株式等を譲渡した場合には、その譲渡益に関し最大20億円が非課税とされ、20億円を超える金額は投資の取得価額から控除する制度が創設されました。
- ②現行のエンジェル税制は、投資額に関し寄付金控除又は譲渡益控除、譲渡損失の損益通算・繰越控除、株式の価値がなくなった場合の措置がありますが、今回の改正では取得時・売却時の非課税措置、申請手続きの簡素化が実現しました。

① 制度の概要

エンジェル税制とは、投資家が創業間もない企業に対して投資を行った場合に投資家が所得税等の税優遇を受けられることができる税制です。

今回の創設と改正により、投資家は投資時点、株式売却時点、株式の価値がなくなった時点で、税制上の優遇を受けることができます。

投資時点	株式売却時点
次のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> (対象企業への投資額－2,000円)をその年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方 <input type="checkbox"/> 投資企業への投資額をその年の株式譲渡益から控除(20億円を限度とし、20億円を超える部分は投資額から控除)	株式の売却により生じた損失は、その年の上場株式等の譲渡益と通算でき、通算しきれなかった損失は、翌年以降3年に繰越ができる。 ※左記の適用を受けた場合は、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算する。

(注) 投資先が倒産・清算し、株式としての価値を失った場合には、その損失額は、一般株式の譲渡損失とされ、損益通算、繰越控除等できます。

## ② 改正内容

### イ. 創設された特例

設立1年以内の中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者の株式を取得した者は、投資資金を得るために売却した株式の譲渡益のうち20億円までは非課税とし、20億円を超える場合には、投資額から控除(課税の繰延)されます。

また、取得株式を譲渡した場合、譲渡損失の繰越控除の適用ができます。

### ロ. エンゼル税制の改正

設立10年以内の中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者又は設立5年以内の中小企業で一定に要件を満たす企業の株式を取得した者は、投資株式を取得するのに要した金額及び投資株式の譲渡損失の繰越控除について、上記イの創設された特例と同様の特例が適用できます。

## ③ 適用時期

中小企業等経営強化法施行規則の改正後に適用されます。

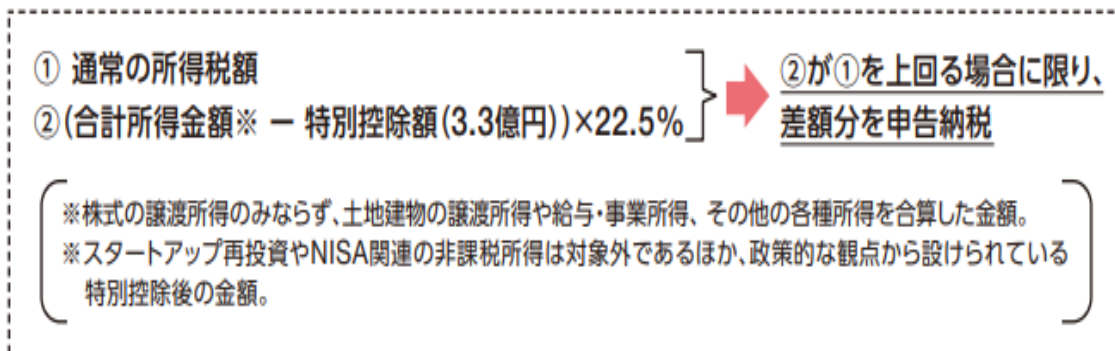
## (3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

### ● 改正の内容

所得が50億円を超える所得層の者は、資産所得(株式、土地等)が多いことから所得税負担が約17%(この他住民税10%)と低く、所得1億円の者(所得税27%、住民税10%)と比較して、低い税負担となっています。租税負担の公平性の観点から、資産所得が多い高額所得者に対し、課税が強化されます。



## ① 改正内容



(出典：財務省資料)

## ②適用時期

令和7年分以後の所得税について適用されます。

## (4) ストックオプション税制の拡充

### ● 改正の内容

税制適格ストックオプションの権利行使期間が現行の10年から15年に延長されます(設立から5年未満の未上場企業に限る)。

## ① 制度の概要

ストックオプション税制(税制適格ストックオプション)は、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する給与所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡益課税とする制度です。通常は、無償ストックオプションを行使すると、現金としての利益を得ていない時期に給与所得課税が発生しますが、税制適格ストックオプションに該当すればストックオプションの行使時の給与所得課税は行われず、株式売却時のみの譲渡益課税となります。

## ② 改正内容

	改正前	改正後
権利行使期間	付与決議日後2年を経過した日から10年を経過する日まで	設立から5年未満の未上場企業に限り、付与決議日後2年を経過した日から15年を経過する日まで

## ③ 適用時期

令和5年4月1日以降の付与分から適用されます。

## (5) 空き家を譲渡した場合の特例の改正と延長

### ● 改正の内容

空家譲渡の場合の 3000 万円の所得控除制度に関し、一定の改正が行われた上で、その適用期限が令和 9 年 12 月 31 日まで 4 年延長されます。

### ① 制度の概要

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を売った場合において、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。

### ② 改正内容

#### イ. 譲渡要件の拡充

	売主 or 買主	建物(空家)の場合	建物(空家)の敷地
改正前	売主(相続人)	譲渡前に、一定の耐震基準に適合	譲渡前に、空き家の全部を取壊し・除却等
	買主	—	—
改正後	売主(相続人)※	同上	同上
	買主※	譲受後(譲受年の翌年 2 月 15 日まで)に、一定の耐震基準に適合	譲受後(譲受年の翌年 2 月 15 日まで)に、空き家の全部を取壊し・除却等

※改正後は、売主(相続人)又は買主がいずれかの条件を満たせば適用できることとなります。

#### ロ. 特別控除額の制限

空き家を取得した相続人の数	改正前の特別控除額	改正後の特別控除額
2 人以下	3,000 万円/人	3,000 万円/人
3 人以上	3,000 万円/人	2,000 万円/人

### ③ 適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後に行う譲渡について適用されます。

## (6) 低未利用土地等を譲渡した場合の特例の改正と延長

### ● 改正の内容

未利用土地を譲渡した場合の 100 万円の所得控除制度に関し、一定の改正が行われた上で、その適用期限が令和 7 年 12 月 31 日まで 3 年延長されます。

### ① 制度の概要

個人が、都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を 500 万円以下で売った場合には、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から 100 万円を控除することができます。

### ② 改正内容

イ. 譲渡後の利用要件の制限

適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングが除かれます。

ロ. 譲渡対価の上限の引き上げ

一定の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における譲渡対価に係る要件が 500 万円以下から 800 万円以下に引き上げられます。

### ③ 適用時期

令和 5 年 1 月 1 日以後に行う譲渡について適用されます。

## (7) 国外転出時課税に係る納税猶予の手続の見直し

### ● 改正の内容

納税猶予の際に、非上場株式を担保とする場合に、株券不発行会社でも担保提供ができるようになりました。

### ① 制度の概要

国内に住所を有しないこととなる一定の居住者が、1 億円以上の有価証券等を所有している場合には、国外転出の時に、その有価証券等について譲渡があったものとみなして、その含み益に所得税が課税される制度です。なお、国外転出の時までに納税管理人の届出をするなど一定の手続を行った場合は、担保を提供した場合に限り、納税を猶予することができます。

### ② 改正内容

国外転出時課税制度適用がある場合の納税猶予について、非上場株式を担保とする場合には、株券発行会社でなければ担保提供ができませんでしたが、株券不発行会社でも担保提供ができ、納税猶予をすることができるようになりました。

### ③ 適用時期

令和5年4月1日以後に担保を提供する場合について、適用されます。

## (8) 個人事業者の各種届出書等の簡素化

### ● 改正の内容

個人事業者が、事業を開始または廃止した場合に税務署へ提出する各種届出書等の提出を一括で行えるように改正が行われます。

### ① 適用時期

申請書・届出書の種類により異なりますが、令和8年分以後より適用されます。

## (9) 源泉徴収票の提出方法等の見直し

### ● 改正の内容

税務署に提出する源泉徴収票の提出範囲を市町村へ提出する給与支払報告書の提出範囲に揃えたうえで、市町村に給与支払報告書の提出があった場合には、税務署への源泉徴収票の提出があったものとみなしてその提出が不要とされます。

### ① 適用時期

令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

## 第2章 資産課税

### 概要

- 相続時精算課税制度に基礎控除が設けられます。
- 暦年課税における生前贈与加算が3年から7年に延長されます。
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が見直され、期限が延長されます。
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が見直され、期限が延長されます。

### (1) 相続時精算課税制度の改正と暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長

#### ● 改正の内容

- ①相続時精算課税制度について、現行の特別控除とは別途、基礎控除が設けられます。
- ②相続時精算課税適用者が贈与を受けた財産について被害を受けた場合の計算方法が見直されます。
- ③暦年課税において生前贈与加算の期間が延長されます。

#### ① 改正内容

##### イ. 相続時精算課税制度について

###### (イ) 基礎控除の創設

現行の2,500万円の特別控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります。

(注) 相続時において、基礎控除額の合計金額は、課税価格から控除されます。

###### (ロ) 災害により被害を受けた贈与財産の再計算

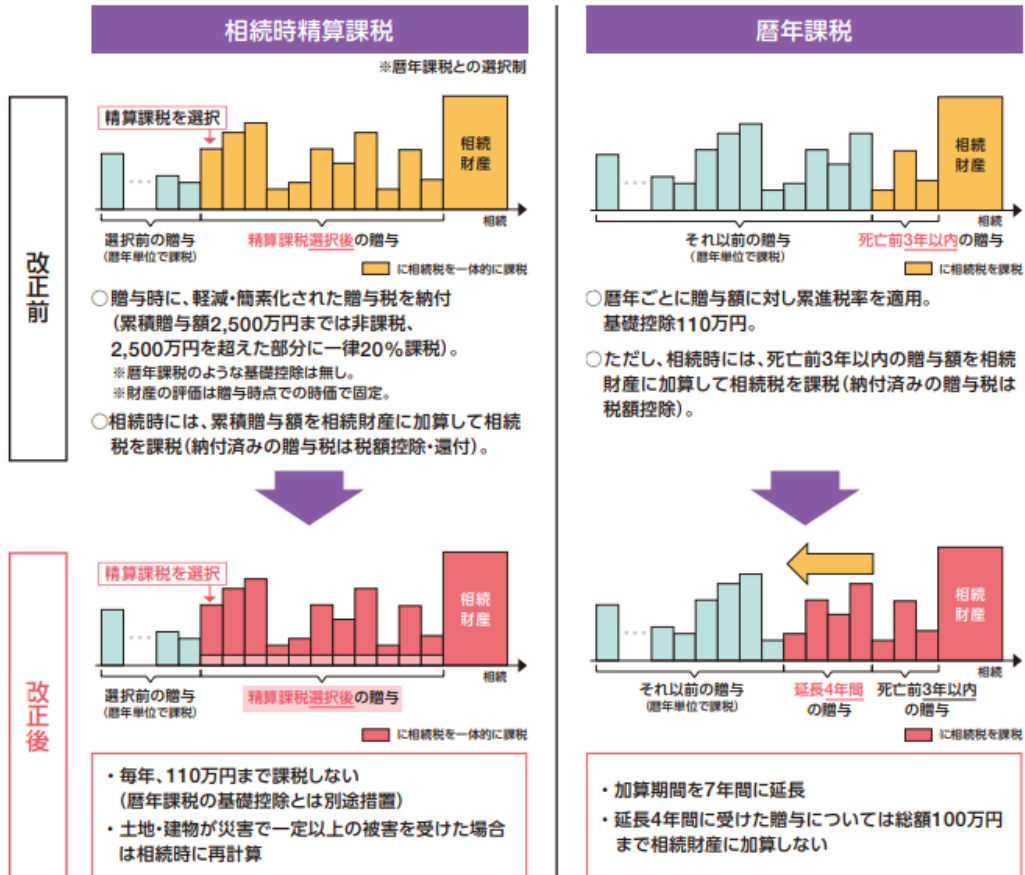
相続時精算課税適用者が贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われます。

(注) 令和6年以降に発生した災害等により、従前の相続時精算課税贈与財産に被害が生じた場合においても、評価替えができます。

##### ロ. 暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長

暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われます。

<贈与税と相続税の関係>



(出典：財務省資料)

② 適用時期

- ・ 上記①イ (イ) については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。
- ・ 上記①イ (ロ) については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用されます。
- ・ 上記①ロについては、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

なお、令和9年1月1日以後の相続から順次加算期間が延長され、加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以後の相続からとなります。

## (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長

### ● 改正の内容

教育資金の一括贈与に係る贈与税の1,500万円の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しが行われ、適用期限が3年延長されます。

### ① 改正内容

#### イ. 適用期限の延長

適用期限が令和8年3月31日まで延長されます。

#### ロ. 贈与者の相続税価格の制限

贈与者が死亡した場合において、管理残額(1,500万円－教育資金支出額)があるときは、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされますが、受贈者が23歳未満である場合等は、相続税の課税対象となりませんでした。しかし、改正後は、贈与者の相続税課税価格が5億円を超えるときは、相続税の課税対象となります。

#### ハ. 管理契約終了時の贈与税率

受贈者が30歳に達した場合等において、管理残額があり贈与税が課されるときは、税率の低い特例税率ではなく、一般税率が適用されることとされます。

### ② 適用時期

- ・上記①ロについては、令和5年4月1日以後に贈与された教育資金に係る相続税につき適用されます。
- ・上記①ハについては、令和5年4月1日以後に贈与された教育資金に係る贈与税について適用されます。

## (3) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長

### ● 改正の内容

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税1,000万円の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しが行われ、適用期限が2年延長されます。

### ① 改正内容

#### イ. 適用期限の延長

適用期限が令和7年3月31日まで延長されます。

#### ロ. 管理契約終了時の贈与税率

受贈者が50歳に達した場合等において、管理残額(1,000万円－結婚・子育て資

金支出額) があり贈与税が課されるときは、税率の低い特例税率ではなく、一般税率が適用されることとされます。

② 適用時期

上記①ロについては、令和5年4月1日以後の贈与税につき適用されます。



## 第3章 法人課税

### 概要

- オープンイノベーション促進税制が拡充されます。
- 研究開発税制が見直されます。
- 中小企業者の各種特例が見直され、延長されます。
- 特定資産の買替え特例が見直されます。
- 暗号資産の評価方法等が見直されます。
- その他

### (1) オープンイノベーション促進税制の改正

#### ● 改正の内容

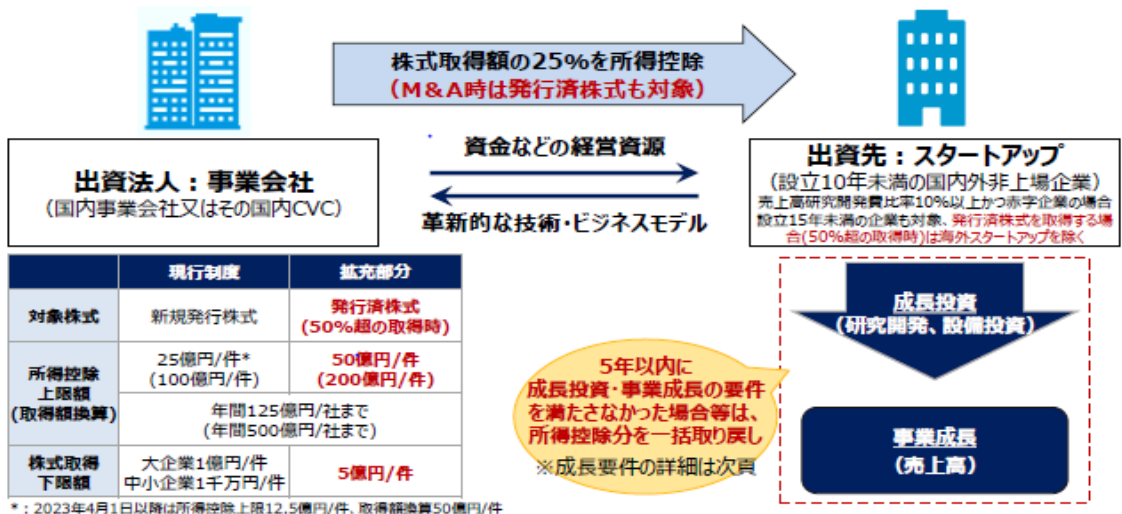
既存企業によるスタートアップ企業のM&Aを後押しする観点から、既存株式を取得し、総株主の議決権の過半数を有することになる場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とします。

その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、スタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図ります。

#### ① 改正内容

オープンイノベーション促進税制の対象となる特定株式に、発行人以外からの購入により取得した一定のスタートアップ企業の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものが追加されます。

※赤字部分、赤字内が拡充部分



(出典：経産省資料)

## ② 成長要件の全体像

M&A 後 5 年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することが条件です。要件はスタートアップの成長段階に応じて①売上高成長、②成長投資、③研究開発特化の 3 類型あります。

類型	対象企業 (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
①売上高成長	なし	なし	・売上高 $\geq$ 33億円 ・売上高成長率 $\geq$ 1.7倍
②成長投資	・売上高 $\leq$ 10億円 ・売上高に対する研究開発費+ 設備投資(減価償却費)の比率 $\geq$ 5%	・研究開発費 $\geq$ 4.6億円 かつ 研究開発費成長率 $\geq$ 1.9倍 又は ・設備投資(減価償却) $\geq$ 0.7億円 かつ 設備投資(減価償却)成長率 $\geq$ 3倍	・売上高 $\geq$ 1.5億円 ・売上高成長率 $\geq$ 1.1倍
③研究開発特化	・売上高 $\leq$ 4.2億円 ・売上高に対する研究開発費比率 $\geq$ 10% ・営業利益 $<$ 0	・研究開発費 $\geq$ 6.5億円 ・研究開発費成長率 $\geq$ 2.4倍 ・研究開発費増加額 $\geq$ 株式取得価格の 15%	なし

## ③ 現行制度の要件見直し

イ. 特定株式の取得価格の上限見直し

払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を 50 億円(現行：100 億円)に引き下げます。

ロ. 出資要件の見直し

既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定します。

## ④ 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日以降の出資分から適用されます。

## (2) 研究開発税制の改正

### ● 改正の内容

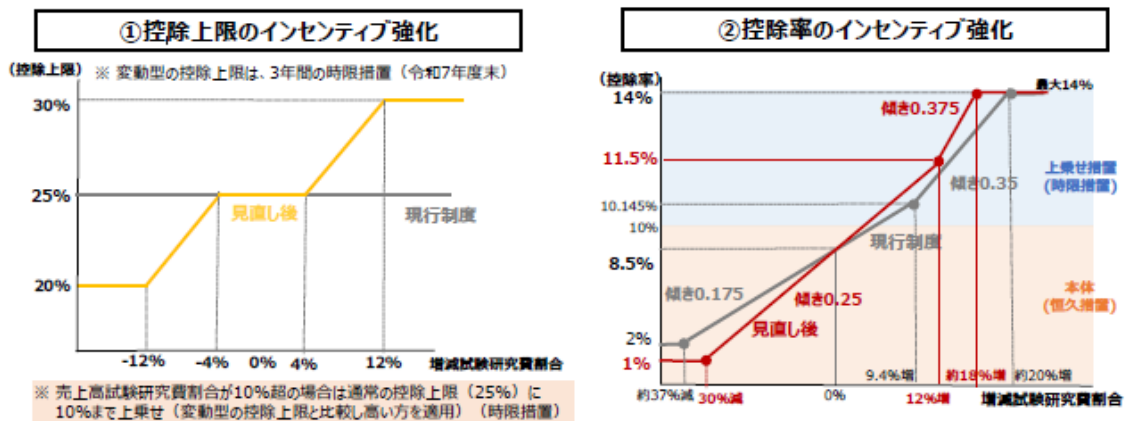
試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）、中小企業技術基盤強化税制について、研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、控除率、控除上限額が見直されます。また、幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲が大幅に拡大されます。

### ① 改正内容

民間の研究開発投資の維持・拡大を促し、メリハリの効いたインセンティブをより多くの企業に働かせるため、一般型、中小企業技術基盤強化税制を見直すとともに、スタートアップとの共同研究や高度研究人材の活用を促進するため、オープンイノベーション型の見直しが行われます。さらに、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲が見直されます。

### ② 一般型の改正内容

研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、控除率の傾きを見直します（コロナ特例については期限通り廃止）。また、時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）について、適用期限を3年間延長します。



(出典：経産省資料)

また、改正前、改正後を比較すると次のようになります。

	改正前	改正後
控除額	試験研究費×税額控除率＝税額控除限度額	同左
税額控除率	<p>①増減試験研究費割合＞9.4%  <math>10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math> (14%上限)</p> <p>②増減試験研究費割合≤9.4%  <math>10.145\% + (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.35</math> (2%下限)</p> <p>③設立事業年度又は比較試験研究費が0の場合            8.5%</p>	<p>①増減試験研究費割合＞<u>12%</u>  <math>11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375</math> (14%上限)</p> <p>②増減試験研究費割合≤<u>12%</u>  <math>11.5\% + (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25</math> (1%下限)</p> <p>③設立事業年度又は比較試験研究費が0の場合            8.5%</p>
上乗せ措置	試験研究費＞平均売上金額の10% 税額控除率×(試験研究費割合－10%)×0.5を税額控除率に加算	同左
控除上限原則	法人税額×25% (研究開発を行う一定のベンチャー企業40%)	同左
控除上限上乗せ	<p>①試験研究費の額＞平均売上金額×10%            (試験研究費割合－10%)×2を上乗せ(上限10%)</p> <p>②基準年度比売上金額減少割合＞2%            かつ、試験研究費の額＞基準年度試験研究費の額            法人税額の5%上乗せ</p>	<p>①試験研究費の額＞平均売上金額×10%            (試験研究費割合－10%)×2を上乗せ(上限10%)</p> <p>②<u>廃止</u></p>
調整	なし	増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を加算する 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を減算する

### ③ 中小企業技術基盤強化税制の改正内容

一般型と同じように、税額控除率が見直されます。

	改正前	改正後
控除額	試験研究費×税額控除率(12%)＝税額控除限度額	同左
上乗せ措置	①増減試験研究費割合>9.4% (増減試験研究費割合－9.4%)×0.35(17%上限)を加算 ②試験研究費>平均売上金額×10%の場合 控除率×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算	①増減試験研究費割合> <u>12%</u> (増減試験研究費割合－ <u>12%</u> )× <u>0.375</u> (17%上限)を加算 ②試験研究費>平均売上金額×10%の場合 控除率×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算
上乗せ措置	試験研究費>平均売上金額の10% 税額控除率×(試験研究費割合－10%)×0.5を税額控除率に加算	同左
控除上限原則	法人税額×25%	同左
控除上限上乗せ	①増減試験研究費割合>9.4% 法人税額の10%上乗せ ②試験研究費の額>平均売上金額×10% (試験研究費割合－10%)×2を上乗せ(上限10%) ③前年度比売上金額減少割合>2% かつ、試験研究費の額>基準年度試験研究費の額 法人税額の5%上乗せ	①増減試験研究費割合> <u>12%</u> 法人税額の10%上乗せ ②試験研究費の額>平均売上金額×10% (試験研究費割合－10%)×2を上乗せ(上限10%) ③ <u>廃止</u>

### ④ 特別試験研究費に係る税額控除（オープンイノベーション型）の改正

国内の企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる研究開発型スタートアップの定義が見直され、対象範囲が大幅に増加します。

<p><b>現行制度 (約200社)</b></p> <p>① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業</p> <p>② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの</p> <p>A) 認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資</p> <p>B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等</p>	<p><b>見直し後 (2,000社超)</b></p> <p>※以下を満たすスタートアップに、経済産業省の証明書を交付</p> <p>① 設立15年未満 (設立10年以上の場合は営業赤字)</p> <p>② 売上高研究開発費割合10%以上</p> <p>③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先</p> <p>④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等</p>
--	---

(出典：経産省資料)

また、質の高い研究開発を促進し、革新的なイノベーションを生み出す観点から、研究開発税制におけるオープンイノベーション型の類型の一つとして、「博士号取得者」及び「外部研究者」を雇用した場合に係る人件費（工業化研究を除く）の試験研究を行う者の人件費に占める割合を対前年度比で3%以上増加する場合、これらの人件費の20%を税額控除できる制度が新たに創設されます。

<オープンイノベーション型の類型>

対象となる試験研究費	相手方	税額控除率
共同試験研究 ・ 委託試験研究	大学・特別研究機関	30%
	スタートアップ等	25%
	民間企業、技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
<b>高度研究人材の活用に関する試験研究 (創設)</b>		<b>20%</b>

以下の(1)及び(2)の要件を満たす場合に適用

(1) 次のA+Bが対前年度比で3%以上増加していること

A: ①又は②の研究者の人件費 (工業化研究を除く)

①博士号を授与されて5年を経過しない者

②他の事業者で10年以上研究業務に従事した者 (雇用から5年を経過しない)

B: 試験研究を行う者の人件費

(2) 研究内容が社内外に広く公衆されたもの等であること

(出典：経産省資料)

⑤ 試験研究費の範囲の見直し

試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象となります。

試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用が除外されます。

⑥ 適用時期

令和5年4月1日から開始する事業年度に適用されます。

### (3) 中小企業の各種特例の延長および見直し

#### ● 改正の内容

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例、中小企業投資促進税制および中小企業経営強化税制が、2年間延長されます。また、中小企業投資促進税制および中小企業経営強化税制の対象資産が見直されます。

#### ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されます。

対象	本則税率		租特税率
	所得区分なし	23.4%	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小企業者等	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

#### ② 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制について、対象資産に一部制限を加えたうえで、その適用期限が2年延長されます。(赤字が今回の改正で制限を受ける資産)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等)</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置(1台160万円以上)</li> <li>・測定工具及び検査工具(1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)</li> <li>・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上)</li> </ul> ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS



	のうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上） ・内航船舶（取得価格の 75%が対象）
措置内容	個人事業主・資本金 3,000 万円以下の中小企業 ・・・30%特別償却又は 7%税額控除 資本金 3,000 万円超の中小企業 ・・・30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数 500 トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

### ③ 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限が 2 年延長されます。

## (4) 適格現物分配の範囲の拡充

### ● 改正の内容

現行のスピンオフ税制に加えて、元親会社に一部持分を残す（20%未満）パーシャルスピンオフについても、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置が創設されます。

### ① 制度の概要

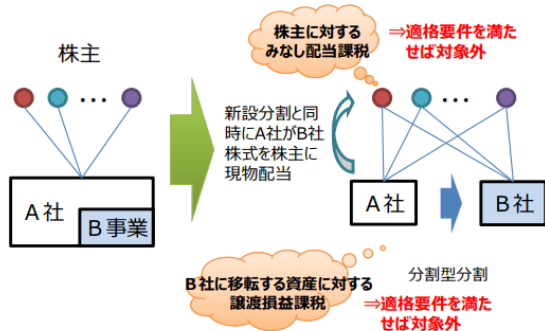
スピンオフ税制とは、企業の機動的な組織再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とする「スピンオフ」のうち一定のものを適格組織再編と位置づけ、スピンオフを行う際に、譲渡損益や配当について課税を繰り延べる制度です。

段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業によるスピンオフの活用を促進するため、元親会社に一部持分を残す（20%未満）パーシャルスピンオフについても、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置が創設されます。

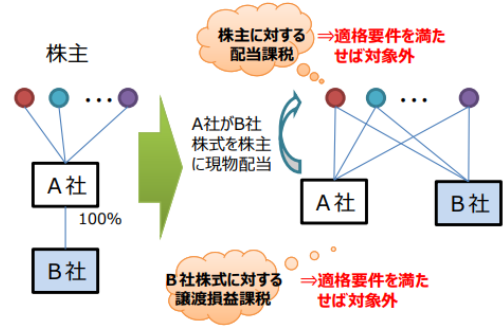


【現行制度】

① 特定の事業をスピノフする場合（分割型分割）

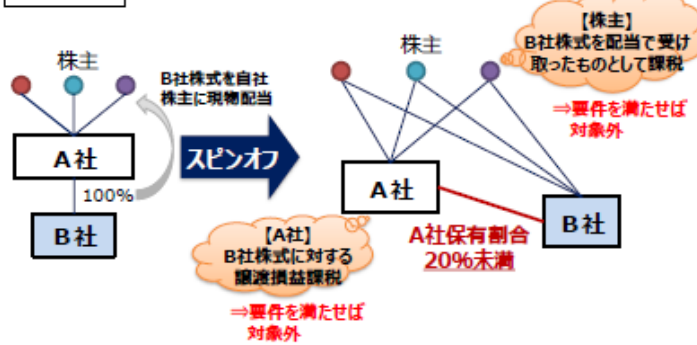


② 完全子会社をスピノフする場合（株式分配）



改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】



- 主な適用要件**
- ① スピノフ後にA社が保有するB社株式が発行済株式の20%未満であること
  - ② A社が産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること
  - ③ スピノフ後にB社の従業員のおおむね90%以上が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
  - ④ B社の役員に対するストックオプションの付与等の要件を満たすこと 等

(出典：経産省資料)

② 適用期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人に適用されます。

(5) 特定資産の買換え特例見直し

● 改正の内容

特定資産の買換え特例について、対象資産や届出書などの適用要件が見直され、適用期限が3年延長されます。

① 改正内容

特定資産の買換え特例とは、特定の資産を譲渡し、一定の要件に該当する資産の取得等をした場合に、その譲渡益の一定割合について、圧縮記帳（個人の場合には、取得価額の引継ぎ）をすることで課税を将来に繰り延べることができる制度です。今回の改正

により、対象資産・対象区域及び圧縮割合が見直されます。

号数	内容	改正前	改正後
1号	既成市街地等の内から外へ買換え	既成市街地等内にある土地等で所有期間が10年超の土地から既成市街地等外にある土地等への買換え	廃止
2号	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	航空機騒音障害区域の内にある土地等（一定の自由に該当する場合）から航空機騒音障害区域の外にある土地等への買換え	航空機騒音障害区域から一定の地域が除外されます。
3号	既成市街地等及びこれに類する区域内の買換え	土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従って買換えをされるもの	同左
4号	所有期間が10年超の土地、建物等の買換え	所有期間が10年超の土地、建物から、300㎡以上の土地、建物等への買換え	同左 ただし、課税繰延割合が見直されます。
5号	一定の船舶への買換え	進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たない船舶から政令で定める船舶	同左

4号の課税繰延割合区分	改正前	改正後
東京都特別区→地域再生法の集中地域以外	80%	本店移動 90% 本店移動外 80%
地域再生法の集中地域以外→地域再生法の集中地域以内	75%	同左
地域再生法の集中地域以外→東京都特別区	70%	本店移動 60% 本店移動外 70%
上記以外	80%	同左

## ② 届出書の提出

先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び

特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることが必要となります。

### ③ 適用時期

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに譲渡したものに適用されます。

また、届出書の提出要件については、令和6年4月1日以降に譲渡した場合に適用されます。

## (6) 暗号資産の評価方法等の見直し

### ● 改正の内容

自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもののうち、一定の要件を満たすものについて、期末時価評価課税の対象外となります。

### ① 改正内容

内国法人が有する暗号資産については、税務上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象です。

今回の改正により、法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外します。

イ. 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。

ロ. その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。

(イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。



(出典：経産省資料)

## (7) その他の税制改正

### ● 改正の内容

- ① 公的法人等が普通法人等に移行する場合の所得計算金額の見直し
- ② 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書提出期限の見直し
- ③ 地域未来投資促進税制の拡充および延長
- ④ 企業再生税制の見直し
- ⑤ 適格株式交付税制の見直し

### ① 公的法人等が普通法人等に移行する場合の所得計算金額の見直し

公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算について、累積所得金額又は累積欠損金額の計算において資産の帳簿価額から減算する負債帳簿価額等に資本金等の額を加算することになります。

### ② 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書提出期限の見直し

#### イ. 改正内容

通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の法人税及び地方法人税の確定申告書の提出期限について次のように見直されます。

その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限をその事業年度終了の日の翌日から2月以内（現行：同日から1月以内又は同日から1月以内に残余財産の最後の分配若しくは引渡しが行われる場合にはその行われる日の前日まで）となります。

通算親法人が確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている場合には、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度についても特例の適用があるものとします。

#### ロ. 適用時期

令和5年4月1日から開始する事業年度から順次適用されます。

### ③ 地域未来投資促進税制の拡充および延長

#### イ. 改正内容

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について次のように改正されます。

**改正概要** 【適用期限：令和6年度末まで】

**地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）**

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合  
 ① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出  
 ③ 地域の事業者に対する経済的効果

**課税の特例措置（国の確認）**

① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】  
 ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】  
 ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造  
 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

② 設備投資額が2,000万円以上  
 ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）  
 ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の  
 対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと  
 ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ  
 投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表に  
 おける減価償却費を用いる。

**課税の特例の内容・対象**

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

**税制適用の主な注意点**

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が  
 限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の  
 対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を  
 取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

**（上乗せ支援の要件）**  
 現行の上乗せ要件⑥（ア）に新たな上乗せ要件⑥（イ）を追加し、支援対象を拡充  
 要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上  
 ⑥（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、  
 事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額  
 が50億円以上

⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外。

（出典：経産省資料）

ロ. 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件

承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、次の見直しがされます。

- （イ） 要件の判定において売上高を計算する場合には、需要の変動等による影響を勘案した計算方法を用いることとする。
- （ロ） 先進性に係る要件について、評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる。
- （ハ） 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、サプライチェーンの強じん化に資する類型に該当しないものとして取り扱うこととする。
- （ニ） 本措置の対象から、承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例により主務大臣の確認を受ける場合を除外する。

ハ. 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供した資産について適用されます。

④ 企業再生税制の見直し

イ. 事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、次のように改正されます。

- （イ） 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者についての事業再構築のための計画が成立したことに基づいてその弁済を猶予又は賦払により弁済されることが加わります。

その場合の繰入限度額は、その金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額となります。

- (ロ) 欠損金の繰越控除制度について、控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実により事業再構築のための計画が成立したことが加わります。
- (ハ) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額等の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により事業再構築のための計画が成立したことが加わります。

ロ. 次の制度が明確化されます。

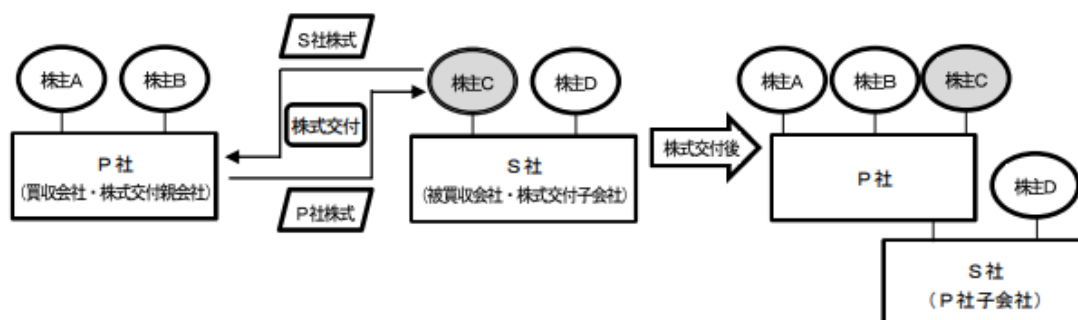
- (イ) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、企業再生税制の適用対象である再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が本制度の対象となる事由であることが明確化されます。
- (ロ) 再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生じた場合で資産の評価損益の計上を行わないときは、民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度の適用があることが明確化されます。

## ⑤ 適格株式交付税制の見直し

イ. 改正内容

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合を除外します。

### ○ 株式交付（イメージ図）



※株式交付の結果P社が同族会社に該当する場合には、譲渡損益に対して課税されます。

(出典：国税庁資料)

ロ. 適用時期

令和5年10月1日以後に行われる株式交付について適用されます。



## 第4章 消費課税

### 概要

- 適格請求書等保存方式制度に係る改正等
  - ・ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置
  - ・ 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置
  - ・ 少額な返還インボイスの交付義務の免除
  - ・ 適格請求書等保存方式に係る登録手続の緩和
- 外国人旅行者向け免税制度における即時徴収の対象者の厳格化
- その他（その他の間接税）

### (1) 適格請求書等保存方式制度に係る改正等

#### ● 改正の内容

適格請求書等保存方式制度について、下記の点が改正されます。

- ・ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置
- ・ 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置
- ・ 少額な返還インボイスの交付義務の免除
- ・ 適格請求書等保存方式に係る登録手続の緩和

#### ① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

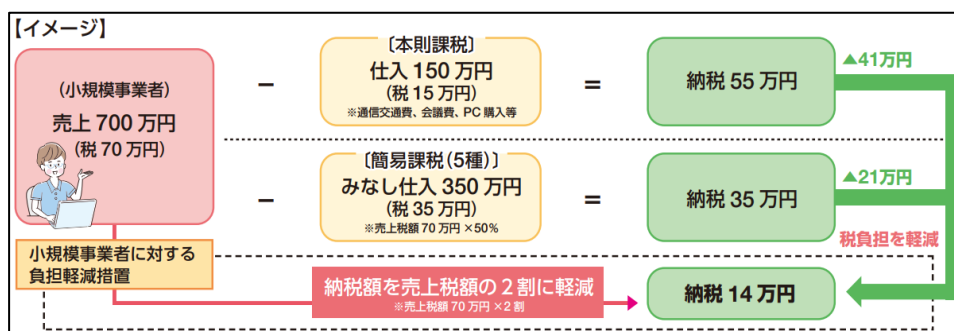
##### イ. 納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができます。

ただし、免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとなります。

また、負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとなります。

なお、この適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。



(出典：国税庁資料)

ただし、上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和 5 年 10 月 1 日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用されません。

#### ロ. 課税事業者選択不適用届出書の取り扱いについて

課税事業者選択届出書を提出したことにより令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととされます。

これにより、納税額を売上税額の 2 割に軽減する緩和措置が適用されることとなります。

#### ハ. 簡易課税制度選択届出書

イ. の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められることとなります。

### ② 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の実施にともなう、事務負担を軽減する観点から、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が 1 億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から 6 年間、1 万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

ただし、基準期間における課税売上高が 1 億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後 6 か月の期間の課税売上高が 5,000 万円以下である場合は、1 万円未満の課税仕入れについて、帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

### ③ 少額な返還インボイスの交付義務の免除

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1 万円未満）については、返還インボイスの交付が不要となります。

例えば、顧客側から振込手数料などを差し引いて支払いを受けた場合、この差額を「売上値引き」などとして取り扱うこととなり、返還インボイスの交付義務があります



が、値引き等の金額が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付は不要となります。

#### ④ 適格請求書等保存方式に係る登録手続の緩和

##### イ. 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しが行われます。

###### (イ) 登録申請書

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととされます。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなされます。

###### (ロ) 登録の取消しを求める届出書

適格請求書発行事業者が登録の取消しを行いたい場合は、登録の取消しを求める旨の届出書を提出しなければなりません。

提出があった場合には、その提出のあった日の属する課税期間の翌課税期間の初日から登録の取消しを受けることとなります。

ただし、登録の取消しを受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに、この届出書を提出しなければならないこととされます。

###### (ハ) 令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者

適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされます。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

##### ロ. 申請期限（令和5年3月31日）後に提出する登録申請書

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、原則として、申請期限（令和5年3月31日）までに登録申請書を提出する必要があります。

従前では、申請期限までに提出することが困難な事情がある場合には、その困難な事情を登録申請書に記載することで、申請期限後にも登録申請書を提出することが認められていました。

今回の改正後では、「その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めない」となりました。

令和5年9月30日までに登録申請書を提出することで、事実上、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けることが可能となりました。

## (2) 外国人旅行者向け免税制度における即時徴収の対象者の厳格化

### ① 改正内容

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）について、免税購入された物品の税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者に対して譲り渡した者と連帯してその免除された消費税を納付する義務を課すこととするほか、所要の措置が講じられます。

この改正に伴い、輸出酒類販売場制度について所要の措置が講じられます。

### ② 適用時期

令和5年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等に係る税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けについて適用されます。

## (3) その他（その他の間接税）

### ① 自動車重量税のエコカー減税の見直し

エコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行制度が2023年末まで据え置かれます。

据置期間後は、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%」とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる2030年度燃費基準（以下「2030基準」）の達成度の下限が3年間で段階的に80%まで引き上げられます。

3年目に制度の対象外となる2030基準75%～80%達成車について、激変緩和の観点から、1年間に限り本則税率の適用対象とする経過措置が設けられます。

また、電気自動車等は、その普及を促す観点から、構造要件を維持した上で引き続き2回免税の対象となります。

車種	減免区分	期限延長前 (R3.5.1～R5.4.30)	据置期間 (R5.5.1～R5.12.31)	基準切上げ(～2年目) (R6.1.1～R7.4.30)	基準切上げ(3年目) (R7.5.1～R8.4.30)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし		➡	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030基準 120%達成～		➡	2030基準 125%達成～
	免税	" 90%達成～		➡	" 100%達成～
	▲50%軽減	" 75%達成～	➡	2030基準 80%達成～	" 90%達成～
	▲25%軽減	" 60%達成～	➡	" 70%達成～	" 80%達成～
	本則税率				" 75%達成～

（出典：国税庁資料）

（参考）自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例の延長について

環境性能割についても、半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分が2023年末まで据え置かれます。据置期間後は、電動車の一層の普及促進を図る観点等から、

各税率区分における燃費基準達成度が3年間で段階的に引き上げられます。

種別割のグリーン化特例について、適用期限が3年延長されます。

## ② 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講じられます。

あわせて、現行の中小事業者の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講じられます。

## 第5章 国際課税

### 概要

- グローバルミニマム課税への対応のため、所得合算ルールが適用されます。
- 外国子会社合算税制が見直されます。
- その他

### (1) グローバルミニマム課税への対応

#### ● 改正の内容

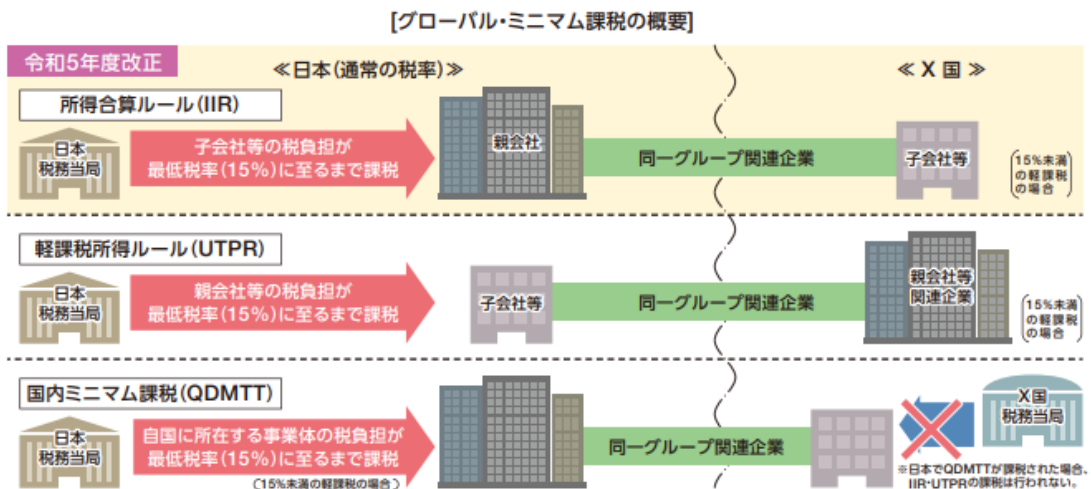
BEPS 包摂的枠組みにおいて合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、グローバル・ミニマム課税のルールのうち、所得合算ルール（Income Inclusion Rule：IIR）に係る法制化として、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が創設されます。

#### ① 制度の概要

実質ベースの所得除外額を除く所得について国ごとに基準税率 15%以上の課税を確保する目的で、グローバル・ミニマム課税のルールのうち、所得合算ルールに係る法制化として、対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が創設されました。

グループの全世界での年間総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業グループに対して、子会社等の所在する軽課税国での税負担が基準税率 15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乗せ課税を行う制度です。

なお、軽減税所得ルールおよび国内ミニマム課税については、令和 6 年度以降の改正を予定しています。



(出典：財務省資料)

## ② 課税の対象

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額となります。また、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に 100 分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額となります。

## ③ 申告及び納付

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、その対象会計年度の課税標準国際最低課税額がない場合を除き、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月以内に、その対象会計年度の課税標準国際最低課税額、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額等の事項を記載した申告書（国際最低課税額確定申告書）を提出することとなります。

なお、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、対象会計年度について、国際最低課税額確定申告書を最初に提出すべき場合（一定の場合に限ります。）には、その対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 6 月以内に国際最低課税額確定申告書を提出することとなります。

## ④ 適用時期

令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用されます。

## (2) 外国子会社合算税制の見直し

### ● 改正の内容

グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、特定外国関係会社の適用免除要件である租税負担割合の引下げ等の見直しがなされます。

### ① 改正内容

#### イ. 合算課税の対象となる外国子会社の絞込み

特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除されます。

#### ロ. 確定申告時における書類の添付義務の緩和

申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外し、保存することと改正されます。

(イ) 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社

(ロ) 部分適用対象金額が 2,000 万円以下であること等の要件を満たすことによ

り本制度が適用されない部分対象外国関係会社

#### ハ、外国関係会社に関する書類の見直し

申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者（株主等）に関する事項を記載するものに限る。）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされます。

#### ② 適用時期

令和6年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額、部分課税対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用されます。

### (3) その他の税制改正

#### ● 改正の内容

- ①非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設
- ②債券現先取引に係る利子等の非課税措置の延長

#### ① 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く）の令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間のカジノ所得については、所得税を課さないこととなります。

- ・特定複合観光施設区域整備法の規定により入場料等を賦課するものとされている者
- ・特定複合観光施設区域整備法の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者

カジノ所得とは、カジノ行為（特定複合観光施設区域整備法の規定によるカジノ事業の免許に係るカジノ行為区画で行うその免許に係る種類及び方法のカジノ行為（同法の規定による設置運営事業の停止の命令等に違反して行われたものを除く）に限る。）の勝金に係る一時所得をいいます。

#### ② 債券現先取引に係る利子等の非課税措置の延長

特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が3年延長され、令和8年3月31日まで適用されます。

## 第6章 納税環境整備

### 概要

- 国税関係書類に関する優良電子帳簿の範囲とスキャナ保存制度が見直されます。
- 電子取引の取引情報に係る保存制度が見直されます。
- 無申告に対する無申告加算税の割合が引き上げられます。

### (1) 国税関係書類に関する優良電子帳簿の範囲とスキャナ保存制度の見直し

- 改正の内容  
過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲について合理化、明確化されます。  
また、スキャナ保存制度について、要件が緩和されます。

#### ① 優良な電子帳簿の範囲の見直し

優良な電子帳簿については、過少申告加算税を5%軽減（所得税、法人税及び消費税）、所得税の青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円にするといった優遇措置が受けられます。改正前にはすべての必要書類が対象でしたが、次のとおり見直されます。

イ. 仕訳帳

ロ. 総勘定元帳

ハ. 次に掲げる事項の記載に係る上記イ及びロ以外の帳簿

(イ) 手形（融通手形を除く）上の債権債務に関する事項

(ロ) 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く）

(ハ) 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む）その他債務に関する事項

(ニ) 有価証券（商品であるものを除く）に関する事項（法人税のみ）

(ホ) 減価償却資産に関する事項

(ヘ) 繰延資産に関する事項

(ト) 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む）その他収入に関する事項

(チ) 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く）に関する事項

#### ② スキャナ保存制度

書面により受け取った請求書、領収書等を書面に変えて、スキャンしてデータとして保存するための要件が以下のように見直されます。



要件	重要書類	一般書類
入力期間の制限	○	—
一定水準以上の解像度による読み取り	廃止	廃止
カラー画像による読み取り	○	グレー可
タイムスタンプの付与（入力情報管理で代用可）	○	○
解像度および階調情報の保存	○	○
大きさ情報の保存	廃止	—
バージョン管理	○	○
入力者等情報の確認	廃止	廃止
スキャン文書と帳簿の相互関連性の保持	○	廃止
見読可能装置の備付け	○	グレー可
整然・明瞭入力	○	○
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	○	○
検索機能の確保	○	○



(出典：財務省資料)

### ③ 適用時期

令和6年1月1日以後に保存される電子帳簿、スキャナ保存書類について適用されます。

## (2) 電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し

### ● 改正の内容

検索要件が不要となる措置について、売上高が5,000万円以下である保存義務者へ拡大されます。

また、電子取引データを保存要件に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられます。

### ① 検索機能の確保要件

保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措



置について、対象者が次のいずれかとなります。

イ. その判定期間における売上高が 5,000 万円以下（現行：1,000 万円以下）である  
保存義務者

ロ. その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

## ② 宥恕措置

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、一定の要件をみたす場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとなります。

なお、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来（令和 5 年 12 月 31 日）をもって廃止されます。

現行	見直し案
○過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については「 <u>仕訳帳</u> 、 <u>総勘定元帳</u> 、 <u>其他必要な帳簿</u> （ <u>全て</u> ）」とされている。	○「 <u>其他必要な帳簿</u> 」について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかという観点から、帳簿の範囲を合理化・明確化。 <対象となる帳簿の具体例> ・売上帳、仕入帳、経費帳（貸金台帳を除く。）、売掛帳、買掛帳（注） ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払い簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

（注）所得税の場合は、貸金台帳も対象となる。

（出典：財務省資料）

## ③ 適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

### (3) 無申告に対する無申告加算税の増額

#### ● 改正の内容

無申告加算税の割合について、納付すべき税額が 300 万円を超える部分に対する割合を引き上げます。

また、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は重加算税を 10%加重する措置を講じます。

### ① 高額な無申告加算税の割合の引上げ

無申告加算税の割合（現行：15%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 20%））について、納付すべき税額が 300 万円を超える部分に対する割合が 30%に引き上げられます（納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く）。

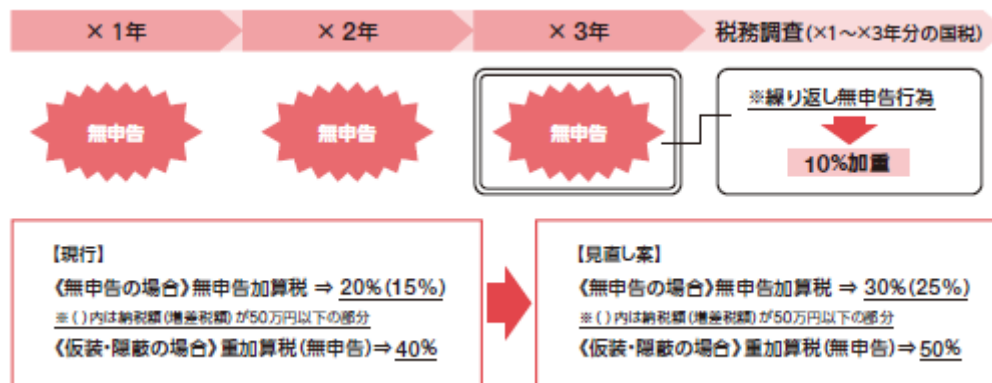
また、調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行：10%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%））については、上記の納付すべき税額が 300 万円を超える部分に対する割合が 25%となります。



（出典：財務省資料）

### ② 繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置

前年度及び前々年度に、無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税を課されたことがあるとき（又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき）に、無申告加算税又は重加算税の割合を 10%加重することとなります。



（出典：財務省資料）

### ③ 適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。